

附属機関等の概要

(令和元年11月15日現在)

附属機関等の名称	浦安市都市計画マスタープラン検討委員会
設置根拠	浦安市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱
設置の趣旨、必要性等	浦安市の良好な都市環境の実現に向け、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定するため、設置する。
設置年月日	令和元年11月15日
所管事項	浦安市の都市計画に関する基本的な方針となる「浦安市都市計画マスタープラン」策定に係る事項の検討及び協議する。
公開、非公開の別	原則公開
非公開とする理由	—
非公開の根拠	—
委員の人数・任期	17人以内 委嘱の日から浦安市都市計画マスタープランの策定が完了するまでの期間
委員の報酬等	委員長 9,500円/日額 委員 9,000円/日額
所管部署	都市政策部 都市計画課 電話 047-712-6542（直通）
備考	